

記者発表資料
令和3年10月12日
教育庁義務教育課指導班
担当：早川 知宏 内線3646
高校教育課学校経営・生徒指導班
担当：千葉 忠幸 内線3626
特別支援教育課教育指導班
担当：杉浦誠一郎 内線3647

令和2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」 (宮城県分)の結果について

◇文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果による
〔令和3年10月13日公表〕

1 調査の趣旨

児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくものとする。

2 調査対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 調査対象（令和2年5月1日現在）

- 国公私立小・中学校・高等学校・特別支援学校、義務教育学校、中等教育学校在籍児童生徒（仙台市を含む）
 - ・ 小学校数 382校 (児童数 114, 293人) ※学校数は休校も含む
 - ・ 中学校数 210校 (生徒数 58, 985人)
 - ・ 高等学校 107校 (生徒数 62, 059人)
 - ・ 特別支援学校 28校 (児童生徒数 2, 658人) ※いじめのみ

4 調査結果の概要

（1）暴力行為

- 小・中・高等学校における、暴力行為の発生件数は2,001件（全国66,201件）であり、児童生徒1,000人当たりの発生件数は8.5件（全国5.1件）である。
- 小・中・高等学校については、発生件数が減少している。
- 形態別では、小・中学校においては、対教師暴力、器物損壊が増加、生徒間暴力、対人暴力は減少している。高等学校においては、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊が減少している。

① 発生件数

校種 種別	小学校			中学校			高等学校		
	R2	R1	前年度 比較	R2	R1	前年度 比較	R2	R1	前年度 比較
発生件数(件)	1,236	1,277	-41	696	827	-131	69	123	-54
1,000人当たりの 発生件数	10.8	11.0	-0.2	11.8	14.0	-2.2	1.1	2.0	-0.9

② 形態別発生状況

校種 種別	小学校			中学校			高等学校		
	R2	R1	前年度 比較	R2	R1	前年度 比較	R2	R1	前年度 比較
対教師暴力(件)	291	240	+51	87	43	+44	5	5	0
生徒間暴力(件)	823	916	- 93	408	580	- 172	37	67	-30
対人暴力(件)	0	4	- 4	8	13	- 5	4	6	-2
器物損壊(件)	122	117	+5	193	191	+2	23	45	-22
計	1,236	1,277	- 41	696	827	- 131	69	123	-54

③ 形態別1,000人当たりの発生件数

校種 種別	小学校			中学校			高等学校		
	R2	R1	前年度 比較	R2	R1	前年度 比較	R2	R1	前年度 比較
対教師暴力(件)	2.5	2.1	+0.4	1.5	0.7	+0.8	0.1	0.1	0
生徒間暴力(件)	7.2	7.9	-0.7	6.9	9.8	-2.9	0.6	1.1	-0.5
対人暴力(件)	0	0.03	-0.03	0.1	0.2	-0.1	0.1	0.1	0
器物損壊(件)	1.1	1.0	+0.1	3.3	3.2	+0.1	0.4	0.7	-0.3
計	10.8	11.0	-0.2	11.8	14.0	-2.2	1.1	2.0	-0.9

(2) いじめ

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめ認知件数は12,902件（全国517,163件）であり、前年度より3,942件減少している。また、児童生徒1,000人当たりの認知件数は54.2件（全国39.7件）である。
- 小・中・高等学校及び特別支援学校とも前年度より認知件数は減少した。

① いじめ認知件数

校種 種別	小学校			中学校			特別支援学校		
	R2	R1	前年度比較	R2	R1	前年度比較	R2	R1	前年度比較
認知件数(件)	10,949	13,928	-2,979	1,774	2,577	-803	26	48	-22
校種 種別	R2	R1	前年度比較	R2	R1	前年度比較	R2	R1	前年度比較
認知件数(件)	153	291	-138						

② いじめの解消率（小・中・高等学校及び特別支援学校）

	R2	R1	前年度比較
宮城県	80.6%	84.8%	-4.2
全 国	77.4%	83.2%	-5.8

③ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数

（小・中・高等学校及び特別支援学校）

	発生した 学校数(校)	発生件数 (件)	法第28条第1号に規定 する発生件数(件)	法第28条第2号に規定 する発生件数(件)	1,000人あたり の発生件数(件)
宮城県	19	19	3	17	0.08
全 国	491	514	239	347	0.04

- (注) • いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとすると規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。
- 第1号「重大事態」とは、法第28号第1項第1号に規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」。第2号「重大事態」とは、同第2号に規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」。
- 1件の「重大事態」が、第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

(3) 小・中・高等学校の長期欠席（不登校等）

- 不登校出現率は、小学校 1.05%（全国 1.00%），中学校 4.61%（全国 4.09%）であり、小学校は前年度より増加したものの、中学校では減少している。
- 高等学校では、不登校出現率は2.03%（全国 1.39%）であり、前年度より減少している。
- 小・中・高等学校とも、依然として全国と比べ高い状況である。

※ 不登校出現率：在籍児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合

(注) 新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、従来、年度間に「欠席日数」30日以上の児童生徒について調査してきたが、令和2年度は「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒について調査。
また、長期欠席の理由に「新型コロナウイルスの感染回避」を追加。

① 理由別長期欠席者数

〈小学校〉

(人)

区分		在籍児童数 ①	理由別長期欠席者数					長期欠席総数	うち不登校出現率(%) ④÷①	不登校出現率前年度比(%)
			病気 ②	経済的理由 ③	不登校 ④	新型コロナウイルスの感染回避 ⑤	その他 ⑥			
R2	宮城県	114,293	233	1	1,204	396	230	2,064	1.05	+0.03
	全 国	6,333,716	18,539	13	63,350	14,238	17,606	113,746	1.00	+0.17
R1	宮城県	115,784	477	1	1,185	—	153	1,816	1.02	+0.21
	全 国	6,395,842	23,198	11	53,350	—	16,499	93,058	0.83	+0.13

〈中学校〉

(人)

区分		在籍生徒数 ①	理由別長期欠席者数					長期欠席総数	うち不登校出現率(%) ④÷①	不登校出現率前年度比(%)
			病気 ②	経済的理由 ③	不登校 ④	新型コロナウイルスの感染回避 ⑤	その他 ⑥			
R2	宮城県	58,985	382	0	2,717	296	127	3,522	4.61	-0.49
	全 国	3,244,958	25,888	20	132,777	6,667	8,649	174,001	4.09	+0.15
R1	宮城県	58,910	415	0	3,002	—	81	3,498	5.10	+0.23
	全 国	3,248,093	25,779	19	127,922	—	9,016	162,736	3.94	+0.29

〈高等学校〉

(人)

区分		在籍生徒数 ①	理由別長期欠席者数					長期欠席総数	うち不登校出現率(%) ④÷①	不登校出現率前年度比(%)
			病気 ②	経済的理由 ③	不登校 ④	新型コロナ ウイルスの 感染回避 ⑤	その他 ⑥			
R2	宮城県	57,449	373	3	1,164	214	134	1,888	2.03	-0.56
	全 国	3,098,203	16,521	429	43,051	9,382	11,144	80,527	1.39	-0.19
R1	宮城県	59,125	—	—	1,531	—	—	—	2.59	-0.10
	全 国	3,174,668	16,532	644	50,100	—	9,673	76,949	1.58	-0.05

② 不登校の内訳

(人)

区分		不登校児童生徒数	内 訳								
			欠席日数 90日未満		欠席日数 90日以上		出席日数 11日以上		出席日数 1日～10日		出席日数 0日
宮城県	小学校	1,204	692	57.5%	512	42.5%	426	35.4%	56	4.6%	30 2.5%
	中学校	2,717	1,115	41.0%	1,602	59.0%	1,227	42.2%	294	13.8%	81 3.0%
	高等学校	1,164	959	82.4%	205	17.6%	144	12.4%	52	4.5%	9 0.7%
	合 計	5,085	2,766	54.4%	2,319	45.6%	1,797	35.3%	402	7.9%	120 2.4%
全国	小学校	63,350	35,614	56.2%	27,736	43.8%	22,096	34.9%	3,545	5.6%	2,095 3.3%
	中学校	132,777	52,742	39.7%	80,035	60.3%	60,107	45.3%	13,762	10.4%	6,166 4.6%
	高等学校	43,051	34,596	80.4%	8,455	19.6%	6,470	15.0%	1,416	3.3%	569 1.3%
	合 計	239,178	122,952	51.4%	116,226	48.6%	88,673	37.1%	18,723	7.8%	8,830 3.7%

(4) 高等学校の中途退学

○ 中途退学率は 1.2% (全国 1.1%) であり、前年度より減少している。

中途退学者数及び中途退学率

区分		R2	R1	前年度比較
宮城県	中途退学者 (人)	714	940	- 226
	中途退学率 (%)	1.2	1.5	- 0.3
全国	中途退学者 (人)	34,965	42,882	-7,917
	中途退学率 (%)	1.1	1.3	-0.2

5 県教委としての対応

暴力行為の発生件数やいじめの認知件数が減少しており、新型コロナウイルス感染症による生活や環境の変化が影響していることがうかがえる。不登校児童生徒数については、中学校・高等学校において前年度より減少した。特に、中学校においては、全国で不登校生徒数が増加している中、減少に転じた。

子供たちの不安や悩みを受け止め、一人ひとりに寄り添うことが何よりも大切であるという認識のもと、今回の調査結果を踏まえ、市町村教育委員会や関係部局、民間施設等と連携しながら、以下のような取組を一層推進する。

(1) 暴力行為

- ① 生徒指導支援事業における教員加配や警察・教員OB等の支援員の配置
- ② 宮城県警察によるスクールサポーター制度の活用促進
- ③ 学校警察連絡協議会連絡会における学校と警察の情報交換と連携の強化

(2) いじめ

- ① いじめ対応研修会の実施と県教委作成の「いじめ対応マニュアル」の活用促進
- ② 指導主事学校訪問における「いじめ問題等に係る話し合い」や校内研修の充実によるいじめの積極的な認知と早期の組織的な対応及び「いじめ防止対策推進法」等に基づく適切な重大事態への対応の徹底
- ③ 各教育事務所及び義務教育課にスクールロイヤーを配置し、いじめ予防教室や法的相談の実施
- ④ 児童生徒によるビデオ動画作品の制作を通し、いじめ防止の取組や主体的に魅力的な学校づくりに取り組もうとする意識を醸成

(3) 不登校

- ① 新規不登校の抑制に向けた「行きたくなる学校づくり」の更なる推進
- ② スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるアセスメントの実施と個票活用による組織的・計画的な支援の充実
- ③ 教室で過ごすことに困難を抱える児童生徒の居場所を校内につくり、学習指導と自立支援を図る「不登校等児童生徒学び支援教室充実事業」の推進
- ④ 「みやぎ子どもの心のケアハウス」の機能強化による多様な教育機会の確保
- ⑤ 不登校児童生徒の社会的自立を支援する訪問指導員を配置し、アウトリーチによる相談、学習支援の実施
- ⑥ 多様な学びの教育機会の確保に向けたフリースクール等民間団体との連携強化
- ⑦ 高校入試において不登校生徒を多面的に捉え、選択できる制度を導入

問題行動の未然防止、早期発見・早期対応 不登校児童生徒への適切な支援

心のケア・いじめ・不登校等対策支援チームの設置（教育庁内関係全課室公所に相談窓口を設置）

- 心のケア・いじめ・不登校等対策プロジェクトチーム（義務教育課内に設置）
- 心のケア、いじめ、不登校等対策を総合的に企画・調整
 - 相談窓口の運営、現場訪問に係る総合調整

- 児童生徒の心のサポート班（東部教育事務所・大河原教育事務所内に設置）
- 心のケア、いじめ、不登校等に対する訪問指導及び来所相談
 - 指導主事、心理職員、スクールソーシャルワーカーで班を構成

教育相談の充実（小・中）

スクールカウンセラーの配置

- 全公立中学校に配置
- 全市町村に広域カウンセラーを配置し全公立小学校に対応
- 児童生徒等及び保護者からの相談対応
- カウンセリングに関する教員への助言等校内教育相談体制の充実
- 要請のあった学校への緊急派遣

- 不登校児童生徒保護者対象相談会・懇談会での講話、教育相談の実施
- 緊急対応、心のケアを要する学校でのカウンセリングの実施

けやき支援員、けやきフレンドの派遣

- けやき教室等にけやき支援員を派遣
- けやき教室へのボランティアの派遣



教育事務所専門カウンセラーの配置

- 教育事務所管内の児童生徒や保護者及び教職員からの相談に対応（各教育事務所等に配置）

高等学校スクールカウンセラー活用事業（高）

- 県立高等学校にスクールカウンセラーを配置
- 県立高等学校にスクールソーシャルワーカーを配置
- 生徒、保護者、教職員に対する計画的、継続的なカウンセリング及び支援
- 教育相談に関する教職員への助言・援助

ネット被害未然防止対策

- 講演会の開催とフィルタリング機能の普及促進、情報モラルの啓発
- ネットパトロールの実施

特別支援学校外部専門家活用事業（特）

- 特別支援学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

総合教育相談 児童生徒及び保護者等への教育相談

- 「不登校・発達支援相談室」で臨床心理士等が行う面談・電話による教育相談
- 24時間子供SOSダイヤル
- SNS等を活用した相談業務

いじめ対策・不登校支援の強化（高）

- いじめ問題対策連絡協議会の設置・開催
- いじめ防止対策調査委員会の設置・開催
- 学校警察連絡協議会の設置・開催
- 学校生活適応支援員、心のサポートアドバイザーの配置
- 問題が深刻化した場合の支援チーム派遣
- 学校間や関係機関との連携

みやぎアドベンチャープログラム（MAP）事業

- 児童生徒の豊かな人間関係の構築に向けて指導者の養成や研修
- MAPの手法を取り入れた集団活動の実施

各種研修の充実（小・中・高・特）

- 生徒指導に係る研修会の実施

いじめ対策・不登校支援（小・中・特）

スクールソーシャルワーカー活用事業

- スクールソーシャルワーカーの配置（市町村委託）
- スクールソーシャルワーカーSVの派遣
- 各教育事務所に在学青少年育成員を配置
- 推進校に心のケア支援員を配置
- 教育庁に心のサポートアドバイザーを配置
- みやぎ小・中学生いじめ防止動画コンクール
- みやぎ小・中学生いじめ問題を考えるフォーラム

不登校支援ネットワーク事業

- 訪問指導員を配置し、訪問指導（相談及び学習支援）を実施
- 各教育事務所等に「地域ネットワークセンター」を設置

スクールロイヤー活用事業

- いじめ予防教室や法的相談の実施

行きたくなる学校づくりの推進（小・中・高）

- みやぎ「行きたくなる学校づくり」推進事業
- みやぎ「行きたくなる学校づくり」研修会
- 教育活動充実支援事業

不登校等児童生徒学び支援教室充実事業（小・中）

- 教室で過ごす困難を抱える児童生徒の居場所を校内につくり、学習指導と自立支援を行う。

みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業（小・中）

- 不登校及び不登校傾向にある児童生徒の社会的自立や学校復帰に向けた市町村が行う体制整備・機能強化を支援



全ての児童生徒が「行きたくなる学校づくり」を目指す

「志教育」の推進

子供の声を聴き、ほめ・認める授業づくり

- 指導主事学校訪問でのいじめの話し合い
- 児童生徒の主体的な取組
- 主体的・対話的で深い学びのある授業づくり

子供が互いに認め合う学級づくり



子供

家庭

認識を共有し、共に育てる

地域

学校を支援する体制整備を充実させる



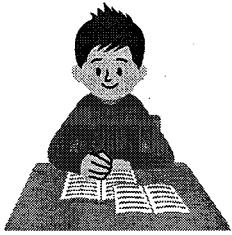
「どこにいても誰かとつながっています」 不登校の子どもへの支援を進めています

令和元年度は、県内で約4千人の小・中学生が不登校となるなど、近年、不登校の児童・生徒が全国的に増加しています。

このような状況を受け、平成28年12月には、いわゆる「教育機会確保法」が公布され、不登校の子どもがそれぞれの状況に応じた学びができるよう、法律が定められています。

法律の基本理念

- 不登校の子どもを含む、全ての子どもが安心して学べる学校環境の整備
- 不登校の子どもも一人一人の状況に応じた支援
- 夜間中学などの設置の促進
- 国や地方公共団体とフリースクールなどの民間団体との密接な連携など



不登校は悪いことと思うんですね
社会全体で不登校に対する理解を深めていくことが大切です。

不登校の子どもへの支援の考え方

不登校の理由はさまざまあります。誰もが不登校になる可能性があります。

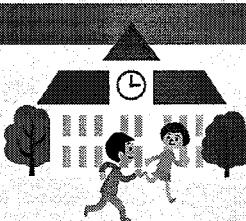
子どもの意思を尊重し、支援をすることが大切です。学校に復帰する「ただ」が困難ではありません

りません

子どもも一人一人の状況に応じて、将来を見通し、自ら進んで社会的な自立や、学校復帰に向かうよう支援することが大切です。
不登校の子どもたちの状況に応じた多様な学びを確保する必要があります。
学校外の施設や自宅での学習など、子どもの状況に応じた学びの機会を用意することが大切です。

県が目指す「どこにいても誰かとつながっている」不登校支援

学校の中では…



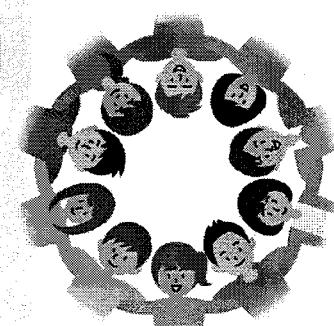
「魅力ある行きたくなる学校づくり」を進めています

- 全ての子どもにとって、「学校が楽しい」「授業がよく分かる」「友達と活動するのは楽しい」と感じることのできる、学校づくりに取り組んでいます。

「不登校等児童生徒学び支援教室」の設置を進めています

- 学校に行きづらさを感じたり、教室で過ごすことに難しさを感じたりしている子どもが、安心して勉強し、落ち着いて生活することができる部屋の整備を進めています。

学校の外では…



学校外の居場所として市町村に「みやぎ子どもの心のケアハウス」

「けやき教室」が設置されています

- 一人一人の子どもの思いや願いを大切にしながら、通所や家庭訪問などを通じて、社会的立や学校復帰に向けた支援、学習支援を行っています。お住まいの地域の「みやぎ子どもの心のケアハウス」や「けやき教室」に保護者の方も気軽にご相談してください。

- フリースクールなどの民間団体との連携も進めています。

